

現場代理人の兼務に関する注意点

【注意事項】

- ① 現場代理人の兼務については、以前は開札時に成田市の工事台帳等で確認していましたが、今後はコリンズ等に登録されている情報で確認します。
なお、入札時に提出した内訳書及び配置技術者等調査票に記載した配置現場代理人が兼務不可等により配置できない場合には、その入札は失格の扱いとなりますので注意してください。
- ② 請負金額500万円未満の工事については、現場代理人の常駐を要しないものとし、兼務可能な工事の件数に含めないものとします。

【具体例】

工事現場が 成田市内	工事現場が 成田市外	兼務可否	備考
A	B	×	工事現場が成田市内という条件を満たさない
A B C		○	
A B	C	×	工事現場が成田市内という条件を満たさない (AとBは兼務可)
A B C D		○	工事Dは請負金額が500万円未満のため、兼務件数に数えない
A B C	D	○	工事Dは請負金額が500万円未満のため、兼務件数に数えない

※工事 A, B, C の請負金額は 500 万円以上 4,000 万円未満（建築一式工事の場合は、500 万円以上 8,000 万円未満）。

※工事 D の請負金額は 500 万円未満。

※工事 A, B, C, D の発注者は、成田市、国又は他の地方公共団体等。